

東成瀬村告示 第82号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画を定めるにあたり、同条第7項の規定により公告するとともに、当該計画の案を下記のとおり縦覧に供する。

令和6年9月2日

東成瀬村長 備前博



記

- 1 縦覧に供する書類
地域農業経営基盤強化促進計画（案）
（手倉・椿台・五里台地区）
- 2 縦覧場所
東成瀬村役場 産業振興課
東成瀬村役場ホームページ